

11月12月相談事例：前号に引き続き、介護施設のコンプライアンスを求める取り組みについての紹介です。裏面では、来年4月施行の「働き方改革関連法」関連を掲載しました。

## よりよい介護めざして、行政を動かそう！



介護職場の労働相談は、施設運営上のコンプライアンス、介護保険法遵守についての働く側からの意見・異議を良しとせず施設側がパワハラで対応するケースが多く介護労働者を苦しめています。

介護施設利用者ご家族や介護労働者からの施設のコンプライアンスに関する申し出（調査の請求など）はどこにすればよいのか、厚労省HPによると、「地域包括センターの機能」③「権利擁護機能」だとされ、実際に地域包括センターが受け付けています。

利用者のご家族や施設ではたらく労働者の積極的な行政（地域包括支援センター）への持ち込みが施設運営のコンプライアンス遵守につながるのではないのでしょうか。

### 厚労省HPから

地域包括支援センターには、次の機能を果たすことが期待されています。

- ① 地域のネットワーク構築機能（略）
- ② ワンストップサービス窓口機能（略）
- ③ 権利擁護機能

高齢者に本人が有する権利を理解してもらうとともに、権利侵害の予防・発見、権利保障に向けた対応を行います。

行政には、もうひとつ「公益通報受付窓口」があります。以下は松戸市の場合です。他市の場合も同様に通報窓口が設置されています。

### 松戸市の公益通報の受付窓口

「公益通報保護法」は、労働者が事業者内部の法令違反行為を通報した場合に、解雇などの不利益な取り扱いを受けることのないよう保護し、事業者の法令遵守経営を強化するために制定された法律です。

市では、同法に基づき、労働者からの通報を受け付ける窓口を設置しています。

公益通報の受付窓口 広報広聴課広聴担当室

### 日々のサービス残業や深夜割増の不払い

…介護職場のコンプライアンスのもう一つの柱である労基法をどう遵守させるか。サービス残業はしない、させないために、労働組合に団結してたたかうことと合わせて、行政への持ち込みを進めることが今後の課題と思われます。…

労基法第37条は「時間外、休日及び深夜の割増賃金」についての定めです。第1項では「労働時間を延長し、又は休日の労働させた場合…割増賃金を支払わなければならない」、第4項では「午後十時から午前五時まで…割増賃金を支払わなければならない」と定められています。

この点で、活用できる以下の通達があります。

**基発150**：「休憩時間中に来客当番として仕事をした場合で一日8時間又は週の法定労働時間を超える場合は割増賃金を支払うこと」

**基発136**：午前8時から午後5時迄を所定労働時間とする場合の時間外労働の計算にあたっては一日の労働時間を通算し8時間を超えた分として取り扱われる」

以上は当たり前の話だと思われれます。基発150は●休憩を取らなかった方が悪いという使用者の言い分はダメ！、基発136は●始終業時刻の前か後の労働というのでなく、「通算8時間を超えた」ら時間外労働！ということです。（深夜割増については裏へ続く）

## 東葛労働相談センター10周年記念集会のご案内

来年2月8日(金)午後6時半から、  
柏駅東口モンテローザにて、案内を同封しました。  
ご参加ください。

# 知っておきたい！ 2019年4月施行の「働き方関連法」

時間外・休日労働に上限を設ける一方、労働時間の規制を適用しない「高度プロフェッショナル制度」を創設。年次有給休暇には5日の付与義務が付きまゝ。また正規と非正規との間の待遇格差に関するルールも変わります。（全労連ビラから作成）

## 法定労働時間を超える残業の規制 →

- ・法定労働時間を超える残業は月45時間、年360時間に「限る」
  - ・月45時間を超える残業には36協定「特別条項」が必要
  - ・特別条項は年6回まで。残業は休日労働含め単月100時間未満まで。2,3...6カ月の各月間の平均は80時間まで。時間外労働（休日労働除く）は年720時間まで。
- ※違反した使用者には6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

## 残業は短く！が法の趣旨

### 36協定指針（一部）

- ・労使は残業をできるだけ短くするよう努力する責務あり
- ・使用者には合法的な残業の場合でも「安全配慮義務」が課せられる。月45時間を超える残業をさせると脳・心臓疾患発症との関連が高まることに留意すべき。

## 〈表から〉介護施設の夜勤手当（深夜割増含む）は適法？違法？

松戸ハローワークの介護施設の求人募集を見ました。見た限りでは、多くの施設が夜勤手当一回7500円など定額表示で、午後10時から5時までの深夜割増についての表示がありませんでした。

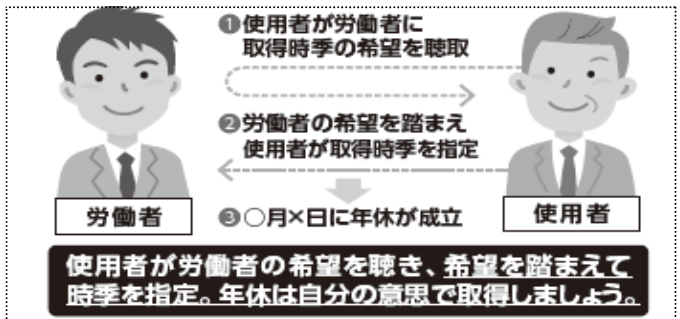
H29年7月の固定残業代支払いに関する最高裁判例では「諸手当（以下「基本給等」という。）にあらかじめ含める方法により割増賃金を支払うという方法自体が直ちに同条に反するものではない」が「労働基準法37条の定める割増賃金を支払ったとすることができるか否かを判断するためには、その判断の前提として、労働契約における基本給等の定めにつき、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別することができる必要がある」と判示しました。

ここからの結論は、介護施設の夜勤における深夜割増が夜勤手当に含まれるというのは違法ではないが、労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分が明らかになっていなければ違法ということです。

厚労省はハローワークへの企業からの求人申込書には固定部分と割増部分を分けての表示を求めています。いまだに徹底されていないようです。

東葛ユニオンは、介護施設、病院、トラック職場での固定残業代と深夜割増をめぐる紛争の団体交渉では、ほぼ全額相当分を支払わせてきました。

## 年5日は必ず有給休暇！の義務付



### TOPICS:

## 「東葛の会Twitter」、11月・12月のツイート、いいね！記事…



12月4日 / 外国人実習生の失踪は最賃未満67%、政府のねつ造 いよいよ鮮明…しんぶん赤旗12/4報道記事 シャープ亀山では「外国人雇止め2900人」…東京12/4ほか記事 安倍政治のウソとゴマカシを許すな！

11月20日 / モリカケから後を絶たない安倍政権のだまし、ゴマカシはあきれるばかり、野党は結束して糾弾を！ 労働組合も頑張ろう！…政府の労働法令違反が多数 / 「聴取票」の写し閲覧 野党は開示を要求

11月16日 / …記事表から、一日平均2時間45分の時間外、過労死ラインを超える実態を变形制でおおいかくす姑息な手段、許すな学校職場への变形制導入… 变形制は長時間労働助長 / 吉良議員 教員増と授業数上限を / 参院文教科学委

## 第12回 労働・生活・健康 なんでも相談会in柏会場 12月25日(火)10時から14時 柏駅東口ダブルデッキ

2009年10月の第1回相談会から昨年第11回相談会までの相談件数 労働216件、生活370件、健康167件  
東葛5市の市広報に案内掲載、当日協力いただける方は9時に柏駅ダブルデッキ集合